

令和3年第1回森町議会10月会議会議録 (第1日目)

令和3年10月5日(火)

開議 午前10時00分

休会 午前10時31分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1号 工事請負契約の一部を変更することについて(農地耕作条件改善事業濁川地区用排水路改修工事(第2工区))

○出席議員(16名)

議長	16番	野村 洋 君	副議長	1番	菊地 康博 君
	2番	山田 誠 君		3番	佐々木 修 君
	4番	高橋 邦雄 君		5番	伊藤 昇 君
	6番	加藤 進 君		7番	堀合 哲哉 君
	8番	東 隆一 君		9番	河野 文彦 君
	10番	宮本 秀逸 君		11番	檀上 美緒子 君
	12番	木村 俊広 君		13番	久保 友子 君
	14番	松田 兼宗 君		15番	斉藤 優香 君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
砂原支所長	落 合 浩 昭 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局 長	小 田 桐	克 幸	君
次 長 兼 議事係 長 兼 庶務係 長	奥 山	太 崇	君
庶 務 係	喜 田	和 子	君
総 務 係	高 橋	一 也	君
財 政 係	西 川	慎 吾	君
情 報 管 理 係	水 口	祐 太	君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 工事請負契約の一部を変更することについて（農地耕作条件改善事業濁川地区用排水路改修工事（第2工区））

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和3年第1回森町議会10月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、10月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は、本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようにご協力をお願いします。また、私語についても慎んでいただくとともに議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねて願ひいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、堀合哲哉君、8番、東隆一君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 工事請負契約の一部を変更することについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第1号 工事請負契約の一部を変更することについてご説明申し上げます。

資料を提出しておりますので、併せてご参照願ひします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、令和3年第1回森町議会9月会議の議決を得て締結しました農地耕作条件改善事業濁川地区用排水路改修工事（第2工区）の工事請負契約の一部を変更することについて議会の議決を求めようとするものです。

変更内容を申し上げます。変更前の契約の金額5,225万円、変更後の契約の金額4,600万5,300円、624万4,700円の減額となります。

変更の理由は、設計違算により契約金額に変更が生じたためとなっております。

提案理由の説明は以上となりますが、本契約の変更理由となりました設計違算の概要についてご説明申し上げます。

設計違算が判明したのは、本工事請負契約締結後の9月15日でございます。受注者側から資材等調達に当たっての申出があったため、本工事の設計積算業務の委託先である北海道土地改良事業団体連合会に照会をしたところ、設計書作成の際に水路工の基礎碎石面積について入力ミスがあった旨の報告を受けました。この入力ミスの内容といたしましては、基礎碎石面積329平方メートルとするところ、誤って3,239平方メートルと過大に入力してしまったというものです。この違算による設計金額等の影響額は予定価格ベースで634万7,000円、契約金額においては624万4,700円過大となっております。

なお、本事案発生後の対応についてですが、農林課、契約管理課で情報共有をし、町長、副町長への報告及び協議の後、当該工事の入札参加者に対し設計違算があった旨の説明と謝罪を行った上で現受注者との変更契約に対応したい旨をお伝えしております。入札に参加された業者からは、本件に関する特段の異議申立て等はございませんでした。

以上の経過事由により、本工事請負契約の一部を変更することについて議会にお諮りした次第でございます。

本案についてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 問題の発端というのは、土地連の入力ミスというのがあったということが最初の一番の問題、大本だとは思うのですけれども、それをそれぞれ町側のほうで納品の時点で見つけることができなかつたと、分からなかつたと。業者から問合せがあって、そして発見されたということなわけですね。これで業者から何もなければ、そのまま誤った形のまま工事が遂行されたというような状況になりかねなかつた問題だと思うのです。それで、全協のところでもいろいろ再発防止の意見も出されたのですけれども、残念ながら今現在農林課の中でこの契約に関わる発注業務に関わってきちんと見るというか、積算するというような人材にいらっしゃらないというようなことも、併せて今後育成することも含めて話はあつたのですけれども、ただ私はこの間3月にこの工事については予算計上しているわけですね。そのときの、いわゆる予算計上するに当たつての見積りというか、それもあるだろうし、そして今回排水溝においては第1、第2、第3の

工区の見積りを取っているわけですよね。そういう場合においては、比較したときに第2工区のみが突出していたり、または3月の予算から見て異常に第2工区の見積り額が高いというようなことからおかしさをキャッチできなかったのだろうかというのが非常に疑問に思うのですけれども、その辺りについてお聞かせください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、予算計上の際はそもそも実施設計段階のベースである程度見積り額として把握している金額、これで予算計上しております。

失礼いたしました。実施設計ベースの見積り金額をもって予算計上しております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） だから、実施設計ベースの見積りと比べて、今回の積算見積りが出てきているわけですよね。そのときに、予算ベースとして町のほうで5,310万8,000円の予定価格というのを出すわけですよね。これは、明らかにそれこそ間違った碎石の量において予定価格として決められたと思うのですけれども、これがほかの第1工区、第3工区と比べたときに異常に高いというような。特に第2工区において特別にこの排水溝における工事で難工事が予想されると。土地の状況だとか、または周りの状況だとかによって、そういう特筆すべき状況が考えられるのであれば別ですけれども、そうでない、いわゆる一般的に第1、第2も含めて大した変わらないような工事であるにもかかわらず、この部分だけが突出するということに対する異常さだとか、さっき言った予算の実施計画ベースから見たときのこの工事の費用というのが高過ぎるのではないかと。例えば工事請負の予算からいけば、占める割合が大体4割弱なのです、第2工区の部分。だけれども、予算額にすれば約6割を占めてしまうのです、この第2工区だけで。ということで、やっぱりお金がかかり過ぎるのではないかというふうな判断というのはなかったのかどうかというあたりが気になるというか、なかったのかどうかということをお聞きします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

それぞれの工事、やはり工事規模が違いますし、拾っている数量も当然違いますので、その段階でのそういった疑問は特設課としては持ちませんでした。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） とすれば、私今後の再発防止という観点からすると、非常に心配な部分があるのです。今回は、この契約、星組のほうから出されてきて分かって変更するというようなことは、これは当然ですし、しなければならぬことだというふうに思うのですけれども、これからにおいて同じようなことを繰り返さないためには、やっぱり受け取ったときのほかのところとの比較だとか予算との状況だとかというのを比較して疑問が生じたときには問合せするとか、または積算できないから委託しているということであれば、そろばんはじき直すというのは無理なのかも分からないけれども、何らかのチェック体制を取らない限りは同じ轍を踏んでしまうのではないかというのがすごく心配なのですけれども、その辺りはいかがですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

確かに檀上議員おっしゃるとおり、このままの状況でいくと同じような、またミスをしてしまうということになるのかなと思います。ただ、今現状といたしましては、そういった違算が怒らぬように、例えば照査体制といいますか、そういったものを、受注している土地連のほうにもまた求めていきますし、他としてはやはり実施設計が別のコンサルから上がってきているわけですから、そういったものの例えば数量調書の詳細な見直しとか上がってきたものとの数字の確認、例えば延長の確認、数量の確認を改めて当課としては行っていきたいと。それで、ミスを防いでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 全協の中でいろいろ説明は結構されていたのですが、それで今回私のほうから言いました資料請求で出していただきましたので、入札契約事務手順フロー図について提出されました。それで、これをまず簡単に説明していただきたいということと、この中で一番問題なのは担当課が一番問題なのでしょうけれども、ほかのその段階ありますよね、契約事務手順上の。そこでは発見できないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

それと、土地連の問題が一番大きいとは思いますが、土地連、それと設計委託業者ですね、その辺の人たちというのは現場というのは見るものなののでしょうか。素人考えでいうと、現場を見ていると、その数量が異常に多いとか少ないとかというのは分かるのではないのかなと思ったりもするわけです。その辺がどうなのか。

もう一点、今檀上議員のほうからあったように、今後の対応する上でどうやってこういうミスをなくすのかという対策について、今農林課長のほうから話があったのですが、どうもそれでは解決できないのではないのかというふうに思ったりもするのですが、その辺いかがでしょうか。

○契約管理課長（山田真人君） 私のほうから、まず入札契約事務手順フロー図の設計の関係についてお答えします。

事務処理の流れは御覧のとおりですけれども、設計については設計担当課がもちろん業務を行いますし、その設計の審査は設計担当課と事業担当課で決裁が済んでから、決裁が完了してから契約管理課のほうに来ることになっています。それで、事業担当課、設計担当課と契約管理課、入札契約を担当する部局ははっきり業務を分けてございますので、それで契約管理課にその設計書が来た時点では、既に設計書は完成したものとして扱いますので、まずここで発見するというのは難しいと。あと、やはり決裁の最中に気づけなかったということかと思うのですが、全員協議会でもご説明したとおり、今回のケースは非常に見つけ出すのが困難な事案だと契約担当課から見てもそういうふうに認識しております。

以上です。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、現場のほうを確認するのかというご質問だったのですが、これにつきましては現場の確認は行います。当然現場の確認をして、数量であるとか、例えば製品の大きさであるとか、そういったものは決めた中で当然実施設計組みます。かつ、例えば土地連さんのほうの実設計業務につきましても、土地連さんのほうも当然現場のほう確認をしていただいた上で数量の算定等を行っていただいております。今後の対応ということなのですが、先ほども申し上げましたけれども、例えばチェック項目なんかを設けて設計図とか数量計算書、または歩掛かり、単価、それから積算システムの入力された値の確認を改めて成果品全体の照査を町としても行うということで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 問題は、今後の問題ということもあるのですが、今のシステムでいくと町のほうのチェック体制というのがまずできないのだというふうに思われるのです、やはり。その中で、今後の問題というふうになるのだろうけれども、土地連というか、コンサルタント業務というのは何社もあるものなのですか。そして、こういうペナルティ一的にいうと、ここの土地連とは委託業務を何か月やらないとかというようなものがあってしかるべきだと思うのですが、もしないとすれば、そういうほかにコンサルタントをやってくれるところがないとすれば、またここに頼むわけですよね。そこで、今後ここの土地連との関係というのがうまくやっていけるのかどうか、その辺どう考えているのかお聞かせください。

○契約管理課長（山田真人君） 私のほうからペナルティーといいますが、参加停止の関係についてお答えさせていただきます。

まず、今回の委託業務ですけれども、実際に成果品の検査終えている状況でございますし、あとと言ってみれば単純な入力ミスという過失の程度ですね、これを考えても、やはり参加停止基準の措置要件に該当しないのではないかと考えております。仮にですけれども、これが明らかに故意に等しいような過失であった場合、これについては重大な瑕疵ということになりますので、措置要件の一つでございます粗雑な契約の履行というのがあります。これに該当するようなケースだと思うのですが、今回はその措置要件には該当しないものと考えております。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、土地連さんの契約につきましては、やはり農政部の補助版標準積算システムの使用許諾団体でもありますし、あとは保守管理なんかも実際に土地連さんに行っていただいております。農林課のこういった業務を発注する際には、やはり土地連さんのほうにお願いするような形になると思います。ですから、同様の過ちを起こさぬように、例えば土地連さんに対しても内部検査、そういった要領なども定めていただきながら、今後におきましてはより詳細な照査を行う体制を整えていただきながら対応してまいりたい。また、引き続き土地連さんのほうにこの業務をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 先ほどから、今後再発防止という部分で、土地連さんにこういう間違いがないようお願いするなりチェックを厳密にやってもらうというようなお話がよく聞かれるのですが、一番の原因は町のほうで完成検査なのか納品検査なのか、まずそこを改善しなければ、何の改善にもなっていないかと思うのです。その改善策というのが今ほどの答弁の中からは見いだせないのです。そこを一番重きを置いて改善しなければならぬと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

この業務委託の検査なのですが、これは随意契約によるものですので、原課のほうで検査を行っております。農林課に限らず、契約管理課以外が事業担当課となった契約を所管した部分につきましては、原課のほうで検査をすることになっているのですけれども、やはり専門的な知識だとか、そういう部分が必要になってくることもございますし、この前副町長も申し上げておりましたけれども、やはり我々のスキルの向上とか知識の向上等も必要と考えますので、一職員としては様々な研修会等もございますし、参考図書等もございますので、いろいろ技術的な部分をやはり勉強していかなければならないと。そういう意味では検査の精度を上げていきたいと、そう考えております。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 皆さんと大体同じようになると思うのですけれども、私今回一番このことで怖いと思ったのは、町でやる仕事が、町がどんな仕事をして、どんな工事で、どんな規模なのかということをしちっと把握している人が、専門家ではないから分からないということもあるのですけれども、把握している人がいないのではないかと。町を家庭に置き換えたりしますと、やはり自分のところでやる工事とかは、専門家ではないけれども、ある程度工事に詳しい方に聞くとか、分からないなら説明してもらおうとか、そういうことをやったり、費用をほかを参考して大体の見当をつけるとかすると思うのですけれども、町で行うことは我が事だと思って町民とかに損害のないようにする気持ちを持ってもらいたいというのが一番の気持ちなのですが、ただ間違いはやはり起きると思うのです。それをどう未然に防ぐかということが大事ということ、あと事後処理が大事だと思うのです。そのために全員協議会でも皆さんで一生懸命話し合っただけで、原因や防止策などを話し合ったと思うのですけれども、あれから1週間弱ありました。今聞いていると、余り具体的な防止策やそういうものが全然出てきていないように感じるのです。前回の説明でもチェックシートという話もありましたけれども、そのチェックシートをチェックする人がいないのではないかと、そういう不安があるのですけれども、その辺りお聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先日全員協議会の中でいろいろと担当課のほうからも、そして副町長からもご説明させていただきました。

齊藤議員おっしゃるとおり、今回はこの金額の減額ということになりましたが、事によつては、これは町民の方に実質的な金額の損害としてそういうものが発生することにもなりかねないとは私は認識しています。前回の全員協議会からもそうですが、担当課とはいろいろと委託先の事業者とどういふふうなルールというか、そういうものの確認も含めまして協議を重ねております。今後につきまして、前回の全員協議会でご説明をさせていただきましたとおり、職員のそういったスキルの向上、そしてまた人材の確保につきまして、しっかりと町長としてもその辺は予算を措置するなり機会を職員に提供するなり、一緒になって対策を進めていこうと考えております。重ねての答弁ではございますが、その辺は私も町の責任者としてしっかりと担当課と情報共有して、この件に関しましては進めていきたいと考えておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

○15番（齊藤優香君） これから改善策ということで、私たちは本当に防止策などをきちっと出していただきたいなというふうに思っています。今回の事後処理が防止策にもつながるといふこともあると思うので、今回の事後処理は適切であったかどうかというところをもう一度お聞かせください。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

今回の事後処理の件についてのご質問ですけれども、町の対応といたしましてはこの違算が発覚したときから入札に参加された業者様に対して町が責任を持って説明と謝罪をまず行っております。それから、土地連に対しても責任者にお越しいただいて、しっかりとその説明と謝罪を受けて、再発の防止の対策についてしっかりと文書での提出を求めているところがございます。また、今後におきましても、これ重ねての答弁になりますけれども、町としては積算業務ができる職員の確保、育成に努めまして、今後このようなことが起こらないようにチェック体制の強化、それから組織の体制の構築を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかによろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして令和3年第1回森町議会10月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年第1回森町議会10月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前10時31分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和3年10月5日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員